

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000028号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000035号

第1 結論

請求者のA社における平成15年6月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月26日

年金事務所からの通知により、請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知ったが、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与支給についてのお知らせ」及び賞与支給明細表並びにA社から提出された賞与支給明細表により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月26日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000029号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000036号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を64万円とすることが必要である。
平成15年7月4日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

年金事務所からの通知により、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れていることを知った。
育児休業中であったことから保険料は免除されていたが、請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、A社から提出された賞与支給明細表並びに同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、平成15年7月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成15年*月*日から平成16年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、64万円とすることが必要である。